

議案第 49 号

市川市国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例の一部改正について

市川市国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例（平成 13 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 5 条までを削り、第 6 条を第 3 条とし、第 7 条を第 4 条とし、第 8 条を第 5 条とする。

第 9 条第 3 項第 1 号中「第 7 条第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 7 条第 2 号」を「第 4 条第 2 号」に改め、同条を第 6 条とし、第 10 条から第 12 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 13 条第 3 項中「第 7 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 10 条とする。

第 14 条第 1 項中「第 10 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 15 条第 2 号中「第 6 条」を「第 3 条」に、「第 7 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 16 条中「第 14 条第 3 項」を「第 11 条第 3 項」に改め、同条を第 13

条とし、第 17 条を第 14 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる高額療養費資金又は出産費資金の貸付けの申込みについて適用し、同日前に行われた高額療養費資金又は出産費資金の貸付けの申込みについては、なお従前の例による。

理 由

高額療養費資金及び出産費資金の貸付件数が減少していること等を勘案し、国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金として保有する資金の有効活用を図るため、同基金を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。